

第1次山鹿市行政改革大綱に基づく

行政改革実施計画書

平成18年3月

山 鹿 市

行政改革実施計画体系図

市民の行政参加と協働

1 市民参加制度の構築

└── パブリックコメント制度の導入

2 市民と行政の協働体制の確立

└── ボランティア活動支援体制の整備
└── 自主防災組織の結成促進と育成強化
└── 地域づくり自治活動支援
└── イベント・行事・大会等の見直し

簡素・効率的な行政運営

1 民間活力の積極的な活用

(1) 市民と行政の役割分担

└── 民間活用の基準策定と推進

(2) 指定管理者制度の活用推進

└── 公の施設の管理における指定管理者制度の活用

2 効率的・効果的な施設運営

(1) 保育サービスの充実と施設運営の効率化

└── 保育サービスの充実に向けた保育園・幼稚園のあり方の検討

(2) 老人ホームの再編整備

└── 老人ホームの再編整備

(3) 小・中学校の教育環境の充実と施設の再編

└── 望ましい教育環境の再編に向けた学校規模等の検討
└── 学校給食方式の改善

3 外郭団体等の経営健全化

(1) 第三セクターの抜本的な見直し

└── 第三セクターの自立化

4 情報化の推進

(1) 電子自治体の推進

└── 総合情報化の推進

組織機構と人事管理の見直し

1 明確で機能的な組織体制の確立

└── 時代の変化に即応した明確な組織機構の構築

2 人事管理制度の適正化

└── 定員管理の適正化

基本項目	市民の行政参加と協働
推進項目	1 市民参加制度の構築

担当所管課	関係課
総務課	関係各課

改善項目名	パブリックコメント制度の導入					
現状と問題点	「市民の行政参加」を推進するために、広く市民一般の方の市政への参加機会を確保する仕組みが必要である。 また、市民の意見に対してどのように行政が判断し、政策決定にどのような影響を与えたか明らかにする必要がある。					
改善方法及び推進内容	パブリックコメント制度(市の施策に関する計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容等必要な事項を広く公表し、それについて提出された市民の意見を考慮して、最終的な意思決定を行なうとともに、市民の意見に対する市の考え方を公表する制度)の導入を行う。 また、円滑な運用を図るため、実施要綱等を策定し運用する。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 20年度 (3年間)					
年度別計画	平成18年度 ・先進地事例を調査研究 ・市の現状を調査分析	平成19年度 ・「山鹿市パブリックコメント制度に関する実施要綱」(仮称)を策定 ・関係各課への説明会の開催	平成20年度 ・実施要綱に基づき、制度を導入	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
改善効果	市民サイドからは、市政への参加機会の確保と行政施策についての理解が深められることになり、行政サイドとしては、市民意識の把握と施策遂行の判断材料や新たな視点の発想を得ることとなる。 また、政策形成過程の公平性、透明性の向上につながる。					

基本項目	市民の行政参加と協働
推進項目	2 市民と行政の協働体制の確立

担当所管課	関係課
福祉課	いきがい推進課・子育て支援課・観光振興課・教育委員会

改善項目名	ボランティア活動支援体制の整備					
現状と問題点	現在、各ボランティア団体等については、山鹿市社会福祉協議会の各支所のボランティアセンターを窓口として登録を行い、旧市町単位で結成しているボランティア連絡協議会において、それぞれの活動の連絡調整、ボランティア養成講座のほか広報誌の発行による各団体の活動の紹介などを行っているところではあるが、市民のボランティア意識の向上とともに、その活動の受給の希望は、今後においても増加するものと考えられる。しかし、その支援体制等は合併間もないこともあり、不十分である。ボランティア連絡協議会の統合など、その充実を図るとともに、ボランティア活動に対する支援体制の整備が急務である。					
改善方法及び推進内容	ボランティア活動の受給調整、学習、情報提供などを行っている山鹿市社会福祉協議会の既存のボランティアセンターを生かしながら、行政における連絡・調整窓口を設置し、支援体制の整備を図る。 又、ボランティアセンター事業の発展を期するための運営委員会(仮称)の設置を支援する。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度 ・ボランティア協議会の統合 ・行政の連絡調整窓口の設置 ・運営委員会の設置	平成19年度 ・運営委員会による事業推進状況の検証、評価	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
改善効果	社会福祉協議会、ボランティア協議会及び行政の役割が明確になり、ボランティア活動支援体制の充実が図られる。					

基本項目	市民の行政参加と協働
推進項目	2 市民と行政の協働体制の確立

担当所管課	関係課
総務課	総合支所総務振興課

改善項目名	自主防災組織の結成促進と育成強化						
現状と問題点	過疎化の進展や地域における住民連帯意識の希薄化など、社会環境の変化に伴い消防団の団員数は減少傾向にある。又、団員のサラリーマン化など、就業構造の変化に伴う昼間人口の減少とともに、防災への対応能力が低下傾向にある。火災発生直後の初期消火や救助活動、又、大規模災害や地震など、突発的な災害が発生した場合、消防機関はもちろん消防団の活動にも限界があり、多くの住民に対して同時に救助活動を行うことは不可能と想定される。						
改善方法及び推進内容	「自分たちの地域は自分たちで守る」という共通の目的により、地域住民が自発的に結成する自主防災組織の結成促進と育成強化を図る。						
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)						
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降	
	・自主防災組織結成支援体制の整備 ・結成手引きの作成 ・囑託員等への普及啓発 ・自主防災組織モデル地区の結成及び活動支援	・自主防災組織結成及び活動支援 ・リーダー研修等	・自主防災組織結成及び活動支援 ・リーダー研修等	・自主防災組織結成及び活動支援	・自主防災組織結成及び活動支援	・自主防災組織結成及び活動支援	
改善効果	地域の実情にあわせた組織的な防災訓練や危険箇所・避難経路の確認など継続的な活動を推進することにより、地域住民の防災に関する知識の普及が図られるとともに、災害発生直後の住民による初期的な対応と大規模災害発生時における住民自らによる避難誘導や救助活動等が可能となる。又、山鹿市の防災力が大幅に向上し、かつ、市及び消防機関等の負担が軽減される。						

基本項目	市民の行政参加と協働
推進項目	2 市民と行政の協働体制の確立

担当所管課	関係課
企画振興課 各総合支所総務振興課	社会教育課

改善項目名	地域づくり自治活動支援						
現状と問題点	地域づくりには、市民の知恵と力をいかに活用するかが重要であるが、近年においては、その基盤となる地域コミュニティの連帯意識の希薄化や地域の伝統行事等への参加も年々減少傾向にあり、今後における自治活動等の衰退が懸念されるところである。現在、旧市町を単位として地域づくりの源をなす自治組織やボランティアグループなど、さまざまな団体からなる「地域協働組織」を立ち上げ、地域の活性化を目指し、新たな地域づくり活動の出発点に立ったところではあるが、いかにこの活動を推進し、取り組んでいくかが今後の課題である。						
改善方法及び推進内容	地域づくりを進めるにあたっては、地域審議会の支援や協働組織との連携、又、各団体等の創意工夫はもとより、団体と行政、それぞれが役割を分担し、知恵を出し合いともに考えながら、計画策定から実践まで協働による取り組みが重要である。地域づくりの支援策として、その推進体制の整備を図るとともに、行政区や校区等単位による独自の地域づくり事業を誘導し、研修やワークショップ等の開催、事業実施に対する支援活動を行う。						
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)						
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降	
	・推進体制の検討、整備 ・モデル団体の指定、研修、ワークショップ開催、事業計画策定、活動支援等 ・各団体の研修事業計画策定及び活動支援等	・モデル団体の指定、研修、ワークショップ開催、事業計画策定、活動支援等 ・各団体の研修事業計画策定及び活動支援等	・モデル団体の活動支援等 ・各団体の研修及び活動支援等	・モデル団体の活動支援等 ・各団体の研修及び活動支援等	・各団体の研修及び活動支援等	・各団体の研修及び活動支援等	
改善効果	市民の参加と創造による市民レベルをベースとした相互理解と連携のもと、市民の自治意識の高揚を図るとともに、個性豊かな活力ある地域社会の実現が図られる。						

基本項目	市民の行政参加と協働
推進項目	2 市民と行政の協働体制の確立

担当所管課
観光振興課・商工振興課・農林振興課・福祉課・社会教育課・社会体育課・各教育分室・各総合支所総務振興課・関係各課

改善項目名	イベント・行事・大会等の見直し					
現状と問題点	地域の活性化等を目的に旧市町でイベントや大会など多くの催しが開催されてきた。現在も旧市町で類似したイベント等が開催されており、準備や運営等に多くの時間・諸経費が費やされている。 今後ますます少子・高齢化社会が進んでいくことにより参加者や事業運営スタッフの減少等が考えられ、同一目的で同種類の催しについては統廃合する必要がある。					
改善方法及び推進内容	イベント・行事・大会等の見直しについては、ジャンル別に区分、整理し、各催しの開催に歴史や経緯、開催目的、地域性、関係団体等の思い等に十分配慮しながら徐々に統廃合し、市民との協働により、更に充実した催しにする。					
実施計画	推進期間：平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	・イベント、行事、大会等を調査研究(ジャンル別に区分、整理) ・関係団体ヒアリング	・「諸行事の見直しに関する指針」(仮称)の策定 ・他部門との調整 ・指針に基づき関係団体へ説明	・指針に基づき関係団体との協議 ・合意が得られたものから順次統廃合	・関係団体と協議を行い、合意が得られたものは統廃合を行なう。	・関係団体と協議を行い、合意が得られたものは統廃合を行なう。	・関係団体と協議を行い、合意が得られたものは統廃合を行なう。
改善効果	統廃合により経費の削減とともに各催しの内容の充実が図られ、効率的で効果的な催しとなる。さらに新市としての住民の一体性が強くなる。					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	1 民間活力の積極的な活用

担当所管課	関係課
行政改革推進課	全課

改善項目名	民間活用の基準策定と推進					
現状と問題点	厳しい財政状況が続く中、新たな行政課題や多様化する住民ニーズに対応していくためには、これまでの事務事業の進め方を根本的に見直しスリム化していく必要がある。また、これまで市が行ってきた公共的サービスを住民自らが担うという認識も広がりつつある。今後は、民間と地域を巻き込み民間活力を活用した事業の展開を図る必要がある。					
改善方法及び推進内容	市が行ってきた公共サービスの業務すべてを総点検し、公でなければできない業務、公で行うことが望ましい業務、民でもできる(民がよい)業務の3つに区分を行い、民営化、アウトソーシングなどにより民間活力の積極的な活用を推進していく。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	行政推進課 ・民間活用する事務事業の選定 担当課 ・実施計画の策定	担当課 ・実施計画に基づき推進 ・設定目標達成の検証	担当課 ・実施計画に基づき推進 ・設定目標達成の検証	担当課 ・実施計画に基づき推進 ・設定目標達成の検証	担当課 ・実施計画に基づき推進 ・設定目標達成の検証	
改善効果	行政運営の効率性、有効性の観点から、行政が直接執行するよりも民間の経営手法を可能な限り導入した方が、費用負担の軽減やきめ細やかなサービスの向上につながる。					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	1 民間活力の積極的な活用

担当所管課	関係課
総務課	施設所管課 行政改革推進課

改善項目名	公の施設の管理における指定管理者制度の活用					
現状と問題点	公の施設は、その設置目的や運営及び利用形態がさまざまであり、管理運営については、自治法で、直営によるか管理委託(地方公共団体の出資法人等に限定)によるか定められていたため、経費を含めて弾力的な運営管理が行なわれにくいという問題があった。一方、民間企業での外部委託(アウトソーシング)が進むなか、行政のスリム化と経費節減という行財政改革の目的と、経済・財政構造改革のひとつである「官製市場の民間開放」の趣旨に沿って、民間団体が管理運営できる「指定管理者制度」が誕生した。本市にある公の施設についても、この指定管理者制度による新しい住民サービスのあり方を検討する必要がある。					
改善方法及び推進内容	全ての公の施設について、現状分析と将来予測、あるべき姿を施設所管課で検証し、指定管理者制度の活用が可能かどうかを判断する(第1次判断)。これを踏まえ、制度導入の可否を判断した後、導入が見込める公の施設について、客観的現状分析(第2次判断)、実施スケジュール、移行緩和措置(セーフティネット)を柱に、当該施設に対する行政としての基本方針を確立する。また、定期的の実施状況調査を行なう一方、直営や統廃合を含めた検討を行なう調整機関を設ける。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	調整機関の設置 ・公の施設の現状分析、基本方針の策定等 ・直営、統廃合施設の転換検討(実施) ・制度への移行	実施状況調査 ・公の施設の現状分析、基本方針の策定等 ・直営、統廃合施設の転換検討(実施) ・制度への移行	実施状況調査 ・公の施設の現状分析、基本方針の策定等 ・直営、統廃合施設の転換方針案策定(実施) ・制度への移行	実施状況調査 ・公の施設の現状分析、基本方針の策定等 ・直営、統廃合施設の転換方針案調整、周知(実施) ・制度への移行	実施状況調査 ・直営、統廃合施設の転換確定(実施) ・制度への移行	・公の施設の現状分析を行い、施設のあるべき姿を検証し、施設の存廃、運営方法等について継続的に検討する。
改善効果	指定管理者制度の導入により、利用料金制度と民間事業者の経営ノウハウを活用することで、効率的な施設運営が可能となる一方、行政の直接的な管理を離れるため、行財政のスリム化に寄与することができる。 施設の管理とともに、運営面での活性化が期待され、稼働率の向上も予想される。 施設の運営を安定または向上させるために、指定管理者が自主事業を拡大する場合は予想され、住民サービスの向上も期待される。					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	2 効率的・効果的な施設運営

担当所管課	関係課
子育て支援課 学校教育課	職員課 福祉課 教育総務課

改善項目名	保育サービスの充実に向けた保育園・幼稚園のあり方の検討					
現状と問題点	山鹿市内の幼稚園・保育園においては、急速な少子化に伴い入園児童数が減少し、育ちあう場の保障が難しくなっている。また、家庭や地域の子育て力が低下していく中で、これまでの入園児童及び保護者を対象とする幼児教育・保護者の就労支援等に加え、育児不安や負担感の解消等すべての子育て家庭・地域を対象とした子育て支援が求められている。 保・幼・小を中心に地域が連携を深め、山鹿市が目指す子ども像を共有しながら、次代の要請に応える育成環境の再構築を図っていく必要がある。					
改善方法及び推進内容	学識経験者及び市民代表等による検討委員会を立ち上げ、保育内容の充実とサービスの向上に向けた保育園・幼稚園の今後のあり方と行政の役割について答申を受け、今後の保育における施策方針を決定し、多様な保育ニーズに応えるサービスの展開、教育・保育内容の向上に取り組むとともに、地域の実情や特性を尊重しながら保育園・幼稚園の統廃合及び民営化を計画的に推進する。					
実施計画	推進期間：平成 18年度 ～ 22年度（5年間）					
年度別計画	平成18年度 ・教育、保育環境の現状、的確な人口動態予測の分析 ・行政内部検討組織設置 ・検討委員会の設置及び開催	平成19年度 ・検討委員会の開催 ・市長への答申 ・乳幼児保育施策基本方針（仮称）の策定 ・組織再編実施計画（仮称）策定	平成20年度 ・保護者等説明会開催（H19から） ・保育園、幼稚園の再編実施	平成21年度 ・民営化の推進	平成22年度	平成23年度以降
改善効果	次代の要請に応え得る保育内容の充実・利用しやすい新しいサービスの提供が可能になる。子どもの発達に必要な保育環境整備により成長が助長される。人件費・管理経費等の削減に繋がる。					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	2 効率的・効果的な施設運営

担当所管課	関係課
いきがい推進課	職員課 福祉課 各養護老人ホーム

改善項目名	老人ホームの再編整備					
現状と問題点	本市は人口6万人弱の規模で、三施設の公立養護老人ホームを運営しているため、スリム化を図るため再編整備する必要がある。18年度から養護老人ホームの入所者も介護保険サービスを利用できるようになることに伴い、入所措置基準・設備基準・職員配置基準等の見直しが行なわれているが、現施設は設備基準を満たしておらず、また、施設の老朽化等の事由により改築等も必要となる。その際施設の統廃合及び民営化も検討しなければならない。					
改善方法及び推進内容	諮問機関による検討委員会を設置して、養護老人ホームの今後のあり方と行政の役割、特に、新市の速やかな一体性を確保するため、三施設の統廃合及び民営化について、計画的に推進する。					
実施計画	推進期間：平成 18年度 ～ 22年度（5年間）					
年度別計画	平成18年度 ・老人ホーム運営等に関する国の指針に対応するための入所者の利用状況等の分析、検証 ・方針策定のための行政内部検討委員会の設置（施設形態等の検討）及び開催 ・学識経験者等による検討委員会の設置及び開催	平成19年度 ・行政内部検討委員会 ・検討委員会の開催 ・検討委員会の答申 ・基本方針、実施計画の策定	平成20年度 ・選定委員会の設置 ・関係機関との連携、調整	平成21年度 ・施設の再編実施	平成22年度 ・施設の再編実施	平成23年度以降
改善効果	介護ニーズへの対応が図れ、プライバシーの保護も守られるようになる。また、人件費及び管理経費等の抑制など財政的効果も期待できる。					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	2 効率的・効果的な施設運営

担当所管課	関係課
教育総務課 学校教育課	

改善項目名	望ましい教育環境の再編に向けた学校規模等の検討					
現状と問題点	本市の小中学校における児童生徒数は、今後さらに減少が見込まれ、増加する小規模校(複式学級)への対応が重要な課題となってきた。また、小中学校においては校舎の老朽化も進み、耐震対策と併せて学校整備も必要である。このような状況のなか、小中学校の適正規模や給食方式のあり方など「望ましい教育環境の再編に向けた学校規模等の検討」を早急に行う必要がある。					
改善方法及び推進内容	小中学校児童生徒数の減少に伴い、学校再編について学校規模等適正化審議会(仮称)の中で検討を行い、学校規模適正化を進めるとともに、併せて学校施設(給食室含む)の建替・改良などの整備を行っていく。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	・行政内部検討会の設置 ・学校規模等適正化審議会の条例制定、組織の設置 ・審議会へ諮問	・学校規模等適正化審議会による検討 ・学校規模等適正化審議会より答申	・答申を受けて学校規模等適正化基本計画作成 ・小中学校整備計画作成	・住民説明会の開催と学校規模適正化の推進	・住民説明会の開催と学校規模適正化の推進	→
改善効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校統廃合により、施設数が減少するので人事や施設管理が容易になる。 2 適正な学校規模を確保することで、教育の機会均等が図れる。 3 学校行事やクラブ活動などが活性化され、多様な種目への対応が可能となる。 					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	2 効率的・効果的な施設運営

担当所管課	関係課
教育総務課 学校教育課	

改善項目名	学校給食方式の改善					
現状と問題点	本市の学校給食は自校方式と給食センター(共同調理場)方式の2通りがあり、学校給食運営について均一性が保たれておらず、給食方式についての市の方針を明確にすることが必要である。 小中学校の統廃合をどのように進めていくのか、 また、整備にあたっては学校給食室の整備も併せて行う必要がある。					
改善方法及び推進内容	学校給食方式の改善については、次代を託す子どもたちの健全な成長に寄与するために、適切な給食提供を行っていく必要があるが、施設整備のうえで学校整備と大きな関連があるので、行革改善項目である「望ましい教育環境の再編に向けた学校規模等の検討」の学校規模等適正化審議会(仮称)の中で併せて検討を行っていく。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	・行政内部検討会の設置 ・学校規模等適正化審議会の条例制定、組織の設置 ・審議会へ諮問	・学校規模等適正化審議会による検討 ・学校規模等適正化審議会より答申	・答申を受けて給食方式改善 ・学校整備計画と併せて給食整備計画作成	・住民説明会の開催と給食方式の改善の推進	・住民説明会の開催と給食方式の改善の推進	→
改善効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の衛生管理の改善が可能となる。 2 労働環境の改善を図れる。(老朽化施設の改修) 3 給食運営、施設管理の合理化、効率化を図ることができる。 					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	3 外郭団体等の経営健全化

担当所管課	関係課
企画振興課	農林振興課 三セクを有する3総合支所総務振興課

改善項目名	第三セクターの自立化					
現状と問題点	当市における第三セクターは、主に市の物産施設等の運営管理を行うために設立された3つの株式会社と、市施設の管理運営を行っていない12つの株式会社がある。それぞれ、地域の三セクとして地域産業の活性化に大きな役割を果たしてきたが、どれも設立後10年近くが経過しており、設立時の行政目的は十分果たしてきたもの考えられる。また、これまでの市の関与のあり方については、明確な基準がなく、各三セクごとに経営状況の把握や指導に統一性がなく、指導や市の責任、負担の範囲などについても明確になっていない状況でもある。今後は、指定管理者制度による3年後の一般公募への対応や類似施設との競争など、経営的にも厳しい状況が予想されるため、なお一層の経営指導能力と努力が必要であると考えられるが、これまでの第三セクターという会社形態では、会社経営上も、民間との競合対応にも限界があると考えられる。					
改善方法及び推進内容	・全ての第三セクターの経営分析に基づく経営改善指導を行う。 ・併せて指定管理者制度の一般公募である3年後を目処に順次、自立化を目指す。					
実施計画	推進期間：平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	・第三セクターの現状分析、検討 ・経営分析に基づく経営改善指導 ・自立化の方法の検討	・経営分析に基づく経営改善指導 ・自立化の方法の検討 ・自立化への計画実施	・経営分析に基づく経営改善指導 ・自立化への計画実施 ・自立化	・経営分析に基づく経営改善指導 ・自立化への計画実施 ・自立化	・経営分析に基づく経営改善指導 ・自立化への計画実施 ・自立化	
改善効果	三セクの経営健全化 経営強化による地域の活性化 経営悪化等の場合の市負担補填の防止					

基本項目	簡素・効率的な行政運営
推進項目	4 情報化の推進

担当所管課	関係課
情報企画課	関係各課

改善項目名	総合情報化の推進					
現状と問題点	情報通信技術の著しい発展により、産業・社会・生活などあらゆる分野で高度情報化が進み、生活環境・社会構造が大きく変わってきている。 電算処理業務については、合併時に基幹業務51・情報系2・単独システム16の業務が稼動し、職員1人一台パソコンでのオープンシステムを構築したが、今後もさまざまな分野において利便性の高いシステムづくりが必要であり、行政手続のオンライン化を始めとするITの有効活用による住民サービスの向上についても、電子自治体の構築を図ってゆく上で積極的に取り組まなければならない。					
改善方法及び推進内容	行政情報・地域情報を取りまとめ、総合的に推進するための「高度情報化計画」を策定し計画的な実践・見直しを行っていく					
実施計画	推進期間：平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	・高度情報化における現状分析 ・高度情報化計画策定委員会の開催 ・高度情報化計画の策定	・高度情報化計画の推進	・高度情報化計画の推進 ・高度情報化計画の一部見直し	・高度情報化計画の推進	・高度情報化計画の推進 ・第2次高度情報化計画の策定	・第2次高度情報化計画の推進
改善効果	市民の求める行政サービスとしての情報化、行政事務としての高度情報化について、総合的かつ計画的に実践していくことにより、今後の山鹿市における高度情報化・電子自治体の構築を図ることができる。					

基本項目	組織機構と人事管理の見直し
推進項目	1 明確で機能的な組織体制の確立

担当所管課	関係課
職員課	関係各課

改善項目名	時代の变化に即応した明確な組織機構の構築					
現状と問題点	現在の総合支所方式は、本庁と各総合支所間で事務的に非効率な部分があり、特に山鹿総合支所は、本庁と同じ庁舎内に混在しているため、市民から分かりにくい組織となっている。また、本格的な地方分権時代を迎え、自己決定と自己責任による自治体運営が求められる中、従来の縦割り型組織だけでは、対応が困難な行政課題の増加が予想される。					
改善方法及び推進内容	本庁と山鹿総合支所の一体化 総合支所業務の本庁への段階的集約 相談・証明業務等の窓口体制の強化(総合窓口体制、窓口案内員設置の検討) 政策の企画立案と調整機能の強化(政策調整部署の部内設置などの検討) 簡素な組織と組織間の横の連携の強化(組織階層のフラット化、グループ(班)制、プロジェクトチームの活用と制度化の検討) 定員管理計画と整合性を保ちながら、市民にわかり易い組織であることを念頭に置き、市民への十分な周知を行うとともに、市民サービスの低下を招かないよう、常に稼働状況の検証と見直しを行う。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	本庁と山鹿総合支所の一体化(総務振興課以外)	総合支所業務の本庁への段階的集約(税・建設・産業部門ほか) 本庁方式への移行準備				本庁方式へ
	・総合窓口体制 ・窓口案内員設置 ・政策調整部署の部内設置 ・組織階層のフラット化 ・グループ(班)制 など 検討~実施					
改善効果	本庁と総合支所のあり方を段階的かつ重点的に見直し、意思決定系統の迅速化、事務の効率化及び政策の推進体制の充実を図ることにより、少子高齢化等に伴う新たな行政需要や多様な市民ニーズに、柔軟かつ的確に対応し、市民に高品質で満足度の高いサービスを提供する。					

基本項目	組織機構と人事管理の見直し
推進項目	2 人事管理制度の適正化

担当所管課	関係課
職員課	関係各課

改善項目名	定員管理の適正化					
現状と問題点	合併に伴い人口6万人の市としては、職員数が過大な状況にある。合併協議においても普通会計職員を15年間で200人削減する定員管理計画案が報告されている。県内14市の中においても普通会計職員1人当たり人口が89人と少なく、11位の状況であり、定員適正化が求められている。 地方分権の推進のため、国・県からの権限委譲が進み事務・事業が増加することも確実である。					
改善方法及び推進内容	平成17年度中に平成22年4月1日時点で12%の普通会計職員削減を目標とする定員管理計画を策定し、着実に実施することにより定員の適正化を図り、定員管理の状況を公表する。 定員適正化の着実な実施のため、人材の育成を図りながら能力・業績等を反映した給与制度等の確立、常に組織の見直しを行い、より簡素効率的な組織への改編を併せて行う必要がある。					
実施計画	推進期間:平成 18年度 ~ 22年度 (5年間)					
年度別計画	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度以降
	・定員管理計画の着実な実施					
	・定員管理状況の公表				・第2次定員管理計画の策定	・第2次定員管理計画の実施
改善効果	行政改革の一環として職員数の削減が図られ、人件費が抑制・縮減される。また、定員管理計画により、人事計画が体系化され、事務・事業の見直し等が計画的に実施できる。 定員管理状況の公表により、市民のチェック機能が働くとともに人事施策への理解を得る。					

用語解説

- 「協働」 …… 市民と行政等の各主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって働くこと。
- 「ボランティア」 …… 自発的な意思に基づき、他人や社会に貢献する活動を行う個人をいう。その活動を指す場合もある。
- 「自主防災組織」 …… 地域住民が自発的な初期消火、救出・救護、集団非難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
- 「コミュニティ」 …… 人々が同じ意識をもって生活を営む一定の地域、及びその人々の集団。
- 「ワークショップ」 …… 講義などの一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする双方向的な学びと創造のスタイル。
- 「アウトソーシング」 …… 業務を外部に発注すること。外部委託。
- 「指定管理者制度」 …… 公共的団体（農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むもの）に限られていた公の施設の管理運営主体が、民間事業者にも管理運営を委ねることができるようになったもの。
- 「公の施設」 …… 住民福祉の増進を目的とし、住民の利用に供する地方公共団体が設ける施設で、図書館や公民館などをいう。
- 「セーフティネット」 …… 人々が個々人の力のみでは対処できない生活の安定を脅かすリスクにさらされた場合や、著しく損失を被った場合などにそれを救済する制度やシステム。
（本実施計画においては、指定管理者制度の活用における既受託施設等の職員の処遇について、客観的で合理的な理由がある特殊事情の場合には十分考慮し、別途検討することを意味する。）
- 「第三セクター」 …… 国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。本来、国や地方公共団体が行うべき業務を民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。
- 「オープンシステム」 …… 様々なメーカーのソフトウェアやハードウェアを組み合わせて構築したコンピュータシステム。
- 「本庁方式」 …… 合併市町村の組織を1つの庁舎（本庁）に集約し、本庁以外の従来の庁舎は、窓口的機能を持つ支所や出張所とするやり方。
- 「定員管理計画」 …… 地方公共団体はその定員の適正化を推進するため、計画期間を定め、目指すべき職員数及びそれを実現するための具体的方策を盛り込んで策定する計画。
- 「普通会計職員」 …… 特定の事業（国民健康保険事業、上・下水道事業、病院事業等）を行う場合の公営事業会計の職員を除いた職員。地方自治体間の比較に用いられ、山鹿市の場合、一般会計の職員となる。